

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
(賃金確定闘争の結果特集号) 2025年11月12日 NO.760

## 11.11都側最終回答 急激な物価上昇を反映せず、中高年齢層職員の期待にも応えず人事委員会勧告の取扱い

### ○ 例月給

- ・勧告どおり給料表を全級全号給について引上げ改定
- ・実施時期:令和7年4月1日に遡及して実施

### ○ 特別給

- ・勧告どおり0.05月分引上げ(年4.85月→年4.90月)、期末手当及び勤勉手当に配分

※ 第4回都議会定例会で関係条例を議決後、できる限り速やかに支給

## 住居手当の見直し

### ○ 年度末年齢27歳までの職員で、月額30,000円以上の家賃を支払っている者の支給額を引上げ(15,000円→30,000円)

### ○ 単身赴任手当を支給されている年度末年齢27歳までの職員で、月額30,000円以上の家賃を支払っている者の支給額を引上げ(7,500円→15,000円)

### ○ 実施時期:令和8年4月1日

## 教育職員給与制度の見直し

### ○ 教職調整額の見直し

- ・本則:毎年1月1日に1%ずつ、10%まで段階的に引上げ
- ・長期研修受講者(指導改善研修被認定者を除く。) 2%→本則と同率
- ・教特法第25条に基づく指導改善研修被認定者 2%→支給対象外

### ○ 義務教育等教員特別手当への学級担任加算の導入

- ・対象校種:全校種(特別支援学級を含む。)
- ・支給対象・学級担任(実学級数を超えて設置している学級担任を含む。)
- ・加算額:月額3,000円(主担任の業務)、月額2,000円(複数の者で学級を担任する業務)、月額1,000円(副担任の業務)

### ○ 実施時期:令和8年1月1日

## テレワークの実施時における勤務時間等の見直し

### ○ 実施単位

- ・「原則、日又は半日」→「日、半日又は時間」

### ○ 実施場所に以下を追加

- ・育児や介護等の事情により滞在する親族の住居等
- ・異動等に伴い転居した場合の転居前の住居

※公務旅行中に宿泊する施設等においても実施可能に

### ○ 勤務時間

- ・自宅等と在勤庁舎を亘る休憩時間を超えて移動する場合、又は、亘る休憩時間以外で移動する場合は、移動に必要と認められる時間(30分単位)を、あらかじめ休憩時間として追加

- ・休憩時間を追加した場合、追加した分、正規の勤務時間の終業時刻は繰下げ(勤務の始業時刻の繰上げも可)

○ 実施時期:令和8年4月1日

そのほか、業務給料表の改定、給料の調整額の改定、初任給決定における経験加算の見直し、初任給調整手当の改定、地域手当の見直し、特地勤務手当、へき地手当及び特地勤務手当に準ずる手当の見直し、隔遠地勤務を事由とした昇給の見直し、退職手当制度の見直し、通勤手当の見直し、在宅勤務等手当の見直し、宿日直手当の改定、期末手当における除算制度の見直し、勤勉手当の成績率に係る加算措置の導入、生理休暇の見直し、介護休暇の拡充、介護時間の拡充。臨時の任用職員制度の拡充、介護を行う職員に対する情報提供の強化、「東京都職員『ライフ・ワーク・バランス』推進プラン」関連、介護関係講座の見直し（東京都人材支援事業団実施）。

## 会計年度任用職員制度の見直し

期末手当における除算制度の見直し、勤勉手当の成績率に係る加算措置の導入、病気休暇の導入及び傷病欠勤の廃止、生理休暇の見直し、介護休暇の拡充、介護時間の拡充、アシスタント職の拡充。

## 都労連に連帯、都庁集会と都教委要請を実施

確定闘争に合流するため、都労連・都庁職の闘いに連帯するため、3者協（東学、アイム89、都障労組）として都教委に要求書を提出し、都教委要請行動を取り組みました。都教委の回答、都側の最終回答、都労連の妥結を受け、東学は、統一行動を中止しました。

## 3者協要求に対する都教委（勤労課長）回答

ただ今、皆様方から様々な要請を受けました。去る10月17日、人事委員会の職員の給与に関する報告と勧告がありました。期末勤勉手当についても、引き上げの勧告がなされました。例月給、特別給の共に4年連続の引き上げの改定ということになり、そちらの対応というところを現在検討中です。様々、働き方改革とか業務の見直しとかを含めて、今要請をいただいたところです。多岐にわたる要請という形でいただきましたので、また任命権者として真摯に受け止めさせていただき、今回の給与改定期ということで、総務局と都労連との協議も踏まえながら、対応を進めてまいりたい。

この際、給与勧告とかかわりなく、給特法の改正等の話の中で、「働き方改革」というところで、様々話をいただいた。誤解のないようにということで、文科省を含めて、先ほど事務職員にという話もあったが、関係する方々の働き方改革を進めるという確実に進んでいると思っています。どなたかに仕事を押し付けるということではないと思っている。中々進んでいないという指摘もありうる状況なのかも知れないということは、真摯に受け止めさせていただきたい。一方で、皆様から「様々やっていることは、分かるけれども」ということを言っていただいているところもありますので、やり方ということも、しっかり進めさせていただきたい。その点、ご理解をいただきたい。

本日は個々の事項については、お答えはできませんけれど、私の方からは以上です。

## 統一行動を中止し「やむを得ず妥結」を判断

都教委から提案のあった事項につきまして、東学としては、「やむを得ず妥結」を決定しました。例月給の若年層と中高年層との引上げ格差や急激な物価上昇、春闘の結果からすると、都人勧は納得できません。日々、児童・生徒の教育条件整備を担い、懸命に奮闘している事務職員の生活や思いを考えると、残念な結果です。しかし、都労連が妥結したという状況を踏まえれば、東学も、「やむを得ず妥結」の判断をします。